

# ○大子町空き家等情報バンク設置要綱

平成19年12月17日

告示第84号

改正 平成30年11月30日告示第84—5号

令和元年6月21日告示第65—3号

令和2年12月24日告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における空き家及び空き地の有効活用を通して、町への定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家等情報バンクの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等情報バンク 町内に存する空き家又は空き地(空き家又は空き地になる予定のものを含む。以下「空き家等」という。)に関する登録及び町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に関する登録を通じて、空き家等登録者及び利用登録者に対し情報提供を行うものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家等登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (4) 利用登録者 第7条第4項の規定による登録の通知を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外の手段による空き家等に関する取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録の申込み等)

第4条 空き家等に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家等情報バンク登録申込書(様式第1号)及び誓約書兼同意書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、空き家等情報バンク登録台帳(以下「空き家等台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。
- 4 空き家等登録者は、前項に規定する通知を紛失し、又は毀損したときは、その旨を町長に届け出て、当該通知の再発行を受けることができる。

(空き家等に係る登録内容の変更の届出)

第5条 空き家等登録者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、空き家等登録者が空き家等に係る所有権その他の権利を有しなくなったとき、又は空き家等登録者から空き家等台帳に係る登録の抹消の届出があったときは、空き家等台帳の登録を抹消するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を当該抹消に係る空き家等登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下「利用申込者」という。)は、空き家等情報バンク利用希望者登録申込書(様式第3号)及び誓約書兼同意書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 利用申込者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
  - (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者
- 3 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、空き家等情報バンク利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。
- 4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録内容の変更の届出)

第8条 利用登録者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 利用登録者が第7条第2項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 空き家等を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
  - (4) 利用登録者から利用希望者台帳の登録の抹消に係る届出があったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用希望者台帳への登録が適当でないと認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を当該抹消に係る利用登録者に通知するものとする。

(情報提供等)

第10条 町長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家等台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 町長は、空き家等登録者及び利用登録者が行う空き家等の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約については、これに関与しないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第84—5号)

この告示は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第65—3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第61号)

この告示は、令和3年1月1日から施行する。